

土佐清水市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

土佐清水市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐清水市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定により、役員・評議員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、必要な事項を定める。

(報酬の区分)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する区分は、次のとおりとする。

- (1) 会長の職にある報酬
- (2) 理事会に出席したとき
- (3) 評議員会に出席したとき
- (4) 監査を実施したとき
- (5) 会長が業務の必要から出席したとき
- (6) 会長が業務のため必要として出席を求め又は出張を要請したとき

(報酬額等)

第3条 前条で定める報酬額は、次の表に定めるとおりとする。

報酬の区分	報酬額	単位	支給を受けるもの
第2条(1)	360,000円	年額	会長
第2条(2)	3,000円	日額	会長・理事・監事
第2条(3)	3,000円	日額	会長・理事・監事・評議員
第2条(4)	3,000円	日額	会長・監事
第2条(5)	0円	日額	(会長の年報酬に含む)
第2条(6)	3,000円	日額	会長・理事・監事・評議員

(報酬の支給方法)

第4条 日額により定めている役員及び評議員の報酬は、勤務日数に応じその都度支給する。

- 2 年額により定めている役員の報酬は3月に支給する。ただし、年の途中で離職した場合は、日割り計算によりその都度支給する。

(旅費)

第5条 役員及び評議員が会議等に出席した場合又は業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の算出基地は、国及び地方公共団体の職員が役員又は評議員である場合は勤務地とし、その他の役員又は評議員にあつては住所地とする。

(旅費の支給方法)

第6条 役員及び評議員の旅費の支給方法については、土佐清水市社会福祉協議会役員等旅費規程による。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。